

新

(遊漁期間・区域)

第四条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

表 略

第4条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋 橋台下流端から麻 生島横断ブロック までの区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網
真名川の八千代橋 から佐開放水路ま での区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網
九頭竜川の竜仙橋 上流から唯野堰堤 までの区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網
阪谷新橋50m上 流の桜岩より30 0m下流の烏帽子 岩まで	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網

旧

(遊漁期間・区域)

第四条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

表 略

第4条に規定による期間中であっても、次の表に掲げる左欄の区域内においては、中欄の期間中は、右欄の漁法によるあゆの採捕を行ってはならない。

区域	期間	漁法
真名川の富田大橋 橋台下流端から麻 生島横断ブロック までの区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網
真名川の八千代橋 から佐開放水路ま での区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網
九頭竜川の竜仙橋 上流から唯野堰堤 までの区域	公表した解禁 日より11月 30日まで	脇投網 投網

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項、ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料			
			アイウ 以外の者	ア 高校生以 下	イ 女性	ウ 障害者
あゆ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	<u>15,000円</u>	無料	<u>7,500円</u>	<u>7,500円</u>
	投網 脇投網	1年	略	略	略	略
こい ふな いwana やまめ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略

2 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項、ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料			
			アイウ 以外の者	ア 高校生以 下	イ 女性	ウ 障害者
あゆ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	12,000円	無料	6,000円	6,000円
	投網 脇投網	1年	略	略	略	略
こい ふな いwana やまめ	竿釣	1日	略	略	略	略
		1年	略	略	略	略

2 略

(遊漁承認証に関する事項)

第七条 略

2 略

別記様式第1号 遊漁承認証

表 略

裏

注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証をご持参ください。
- 2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
- 3 本証を記名者本人以外の者が使用した場合は、没収します。
- 4 漁場監視委員巡視の際は、本証をご提示ください。
- 5 福井県漁業調整規則を遵守してください。
- 6 遊漁規則を違反したときは、遊漁をお断りすることがあります。
- 7 本証を紛失されても再発行はいたしません。
- 8 年券の場合には、上半身無帽の写真を貼り付けてください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。
詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。

2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部
として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持
されていることをご理解

(遊漁承認証に関する事項)

第七条 略

2 略

別記様式第1号 遊漁承認証

表 略

裏

注意事項

- 1 遊漁中は必ず本証をご持参ください。
- 2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
- 3 本証を記名者本人以外の者が使用した場合は、没収します。
- 4 漁場監視委員巡視の際は、本証をご提示ください。
- 5 福井県内水面漁業調整規則を遵守してください。
- 6 遊漁規則を違反したときは、遊漁をお断りすることがあります。
- 7 本証を紛失されても再発行はいたしません。
- 8 年券の場合には、上半身無帽の写真を貼り付けてください。

当組合が行っている増殖事業及び漁場管理

1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。
詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。

2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部
として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持
されていることをご理解ください。